

# 障がい者 福祉情報

## 164号 2023年8月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

<https://www.fuku-shakyo.jp/kikanshi/fukushi-back/>

## 福岡県手話言語条例の制定について

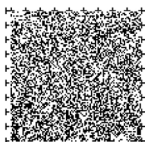
ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現に寄与するため、手話が言語であるという認識の下、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定める「福岡県手話言語条例」が制定され、令和5年4月1日から施行されています。

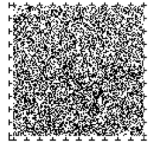
### 条例のポイント 福岡県手話言語条例

- 乳幼児期から家族とともに手話を学ぶ機会の確保
- 乳幼児期からの切れ目ない相談支援
- 手話通訳者の養成
- 手話への理解促進と意思疎通の支援

### もくじ／通巻164号

・福岡県手話言語条例について	1～3
・障害者差別解消法について	4～5
・お知らせ	6
・ほんだな	7
・福岡県障がい者福祉情報ハンドブック2022 案内	8





## 福岡県手話言語条例

### 条例の概要

障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）において、言語には手話その他の形態の非音声言語が含まれることが明記され、また、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）においても、言語には手話が含まれることが明記されている。

一方で、我が国では、過去の一時期にろう学校において手話の使用が制限されるなど、手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があり、手話が言語であることに對する理解が十分であるとは言えない。

手話は言語であり、意思疎通にとどまらず、豊かな思考と人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を送るために無くしてはならない文化的所産である。

こうした認識の下、手話を言語として明確に位置付けるとともに、ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

#### 一 目的

この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もつてろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### 二 定義

「聴覚障がいのある人」、「ろう者」、「聴覚障がいのある児童等」、「事業者」の用語を定義。

#### 三 基本理念

手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であるという認識の下、ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現を旨として行われなければならない。

#### 四 県の責務、市町村・県民・事業者の役割

県は、基本理念にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進する。また、基本理念

に對する県民の理解を深めるため、必要な啓発を行う。

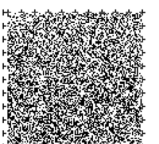
市町村は、基本理念にのっとり、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努める。

県民は、基本理念について理解を深めるよう努める。

事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に關して配慮するよう努める。

#### 五 施策の推進

県は、基本理念にのっとり、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。県は、前項の施策を講ずるに当たっては、ろう者及び手話通訳者等の意見を聴くものとする。



**六 手話を獲得する機会の確保等**

県は、市町村その他の関係機関と連携し、聴覚障がいのある人が乳幼児期からその家族等とともに手話を獲得し、又は習得する機会を確保するよう努めるものとする。

**七 手話を学ぶ機会の確保**

県は、県民が手話を学ぶ機会を確保するよう努めるものとする。

県は、その職員が手話に対する理解を深めることができるよう、手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

**八 手話を用いた情報発信**

県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに取得することができるよう、必要に応じて、情報通信技術を活用した手話を用いて情報発信を行うものとする。

**九 手話通訳者の確保、養成等**

県は、ろう者が手話通訳者の派遣等意思疎通を図るための支援を受けられるよう、市町村その他の関係機関と連携して、手話通訳者及びその指導者の確保、養成並びに手話技術及び専門性の向上に対する支援に努めるものとする。

**十 学校における手話の普及**

聴覚障がいのある児童等が通学する学校の設置者は、聴覚障がいのある児童等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話の習得及び習得した手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

聴覚障がいのある児童等が通学する学校の設置者は、聴覚障がいのある児童等及びその家族等に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に関する

る措置を講ずるよう努めるものとする。

**十一 相談支援の取組**

県は、市町村その他の関係機関と連携して、聴覚障がいのある人及びその家族等に対して、乳幼児期からの切れ目ない相談支援体制の整備を図るものとする。

**十二 事業者への支援**

県は、事業者が行う第七条の取組に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

**十三 手話に関する調査研究等への協力**

県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究及びその成果の普及に協力するものとする。

**十四 災害時における措置**

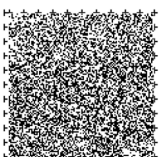
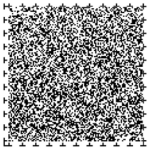
県は、災害その他の非常事態において、ろう者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができよう、市町村その他の関係機関と連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

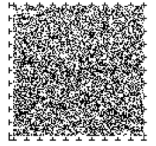
**十五 財政上の措置**

県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**施行期日**

この条例は、令和五年四月一日から施行する。





令和6年4月1日から

障害者差別解消法が  
変わります

我が国では、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）を実現するため、「障害者差別解消法」を定めています。

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求め、ことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

「合理的配慮の提供」とは、障

がいのある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。

「合理的配慮の提供」は、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていましたが、法改正により、令和6年4月1日から事業者も義務化されることとなります。

	行政機関等	事業者
合理的配慮の提供	義務	努力義務→ 令和6年4月1日 から義務

「合理的配慮」の内容は、障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。事業者は、主な障がい特性や合理的配慮の具体例などを予め確認した上で、個々の場面での柔軟に対応を検討することが求められます。

合理的配慮の具体例



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する



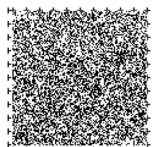
意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



障害者から「自筆が難しいので代筆してほしい」と伝えられたとき、代筆に問題がない書類の場合は、障害者の意思を十分に確認しながら代筆する

合理的配慮の留意事項

- 「合理的配慮」は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、以下の3つを満たすものであることに留意する必要があります。
- ① 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること。
  - ② 障がい者でない者との比較において同等の機会の提供





を受けるためのものであること。  
 ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと。

★例えば次のような例は合理的配慮の提供義務に反しないと考えられます。

● 飲食店において食事介助を求められた場合に、その飲食店は食事介助を事業の一環として行っていないことから、介助を断ること（必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点）。

● 抽選販売を行っている限定商品について、抽選申込の手続を行うことが難しいことを理由に、当該商品をあらかじめ別途確保しておくよう求められ

た場合に、対応を断ること（障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点）。※右記はあくまでも考え方の一例であり、実際には個別に判断する必要があります。

合理的配慮の提供に  
 おける留意点（対話の  
 際に避けるべき考え方）

「前例がありません」

合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。

「特別扱いできません」

合理的配慮は障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

「もし何かあったら…」

漠然としたリスクだけでは

断る理由になりません。どのようなりリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

「〇〇障がいのある人は…」

同じ障がいでも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりにせず個別に検討する必要があります。

合理的配慮には対話が  
 重要です！

合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障がいのある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。このような双方のやり取りを「建設的対話」と言います。

障がいのある人からの申出への対応が難しい場合でも、障

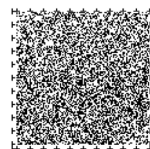
がいのある人と事業者等の双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代替りの手段を見つけていくことができます。

障がいのある人への  
 適切に対応するための  
 チェックリスト

法令の内容と障がいの特性等について理解しましょう。

障がいのある人にとつてのバリアとなる社内のルールやマニュアル、設備等がないか確認しましょう。

対話による相互理解と、共に解決策を検討することの大切さを理解しましょう。  
 社内で相談対応ができるよう備えましょう。



## お知らせ

「フクオカ・パラスター・プロジェクト(F-STARR)」発掘プログラム測定会(1次選考)を実施します！

福岡県パラスポーツタレント発掘・育成事業「フクオカ・パラスター・プロジェクト(F-STARR)」は、県が平成16年度から全国に先駆けて実施している「福岡県タレント発掘事業」のパラスポーツ版として、障がいのある方を対象に本県から世界で活躍するパラアスリートを発掘し、育成することを目的に実施しています。

この度、発掘プログラムとして、小学校6年生以上の障がいのある方を対象に、測定会(1次選考)と、パラスポーツの指導者と出会う相談会を実施します。

パラアスリートを目指す皆様のご参加をぜひお待ちしております。

※測定会の日時・会場は、下記QRコード(令和5年度フクオカ・

パラスター・プロジェクト(F-STARR)参加申込書をご覧ください。

## ■申込方法

左記URLまたはQRコードからお申し込みください。

## 【URL】

<https://forms.gle/WayxdCBW>

L7cD12Bc7

## 【QRコード】



## ■問い合わせ先

一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会

TEL 092-582-5223

FAX 092-582-5228

ホームページ

<https://www.f-psa.jp/>

## 2023ふくおか県

## 障がい児者美術展

本県では、障がいのある方の

らなる制作意欲の向上を促進し、

県民に対して、障がいのある方が持っている多様な能力・才能に触れる機会を提供することを目的に「ふくおか県障がい児者美術展」を開催します。美術展で展示する作品を、9月8日(金)まで募集しています。

【応募資格】

## 福岡県在住または福岡県に通勤・通学(所)している障がい児者の方です。

【応募要領】

- ・部門 絵画、書道、写真
- ・テーマは応募者の自由とします。

## 【問い合わせ先】

ふくおか県民文化祭福岡県実行委員会事務局

TEL 092-643-3383

FAX 092-643-3347

※応募方法等詳細については、ふくおか県民文化祭のホームページをご覧ください。

(<http://www.kenbunsai-jp/>)

(<http://www.fukuoka.jp/topics/detail/65>)

fukuoka.jp/topics/detail/65)

## 【QRコード】



## 福岡県障がい者

## アートレンタル事業

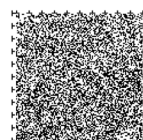
本県では、障がいのある方が持っている多様な能力・才能に触れる機会を県民に提供するとともに、障がいのある方の収入向上、文化芸術活動を通じた社会参加を推進することを目的に、障がいのある方が制作した作品のレプリカを有料で貸し出し、その料金の一部を制作者へ還元する事業を行っています。

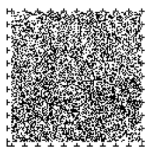
※詳細については、福岡県障がい者アートレンタル事業ホームページをご覧ください。

(<https://fukuoka-artrental.org/>)

(<https://fukuoka-artrental.org/>)

## 【QRコード】





福祉情報センターでは、福祉に関する図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。

- 利用時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ・DVD 合計10点まで  
 ※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。  
 ※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています(送料実費負担)。
- 貸出期間 2週間以内
- 問い合わせ先 福祉情報センター 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7  
 クローバープラザ東棟2階  
 TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

### 身近な人が障害をもったときの 手続きのすべて

鈴木 四季 著 出版：自由国民社



生活環境を整えるための医療や介護のこと、仕事や社会交流のこと…。身近な人が障害を持った時にさまざまな課題に対し、相談機関や活用できる諸制度の手続きなどを具体的にわかりやすく解説しています。

### 親が亡くなった

### 「ぼくは、どこで暮らしたらいいんや」

山下 幹雄 著 出版：どうぶつ社



家族による障害者殺しの最大の背景要因には、障害者の暮らしの場が圧倒的に少ない現実があります。障害者が、自立して安心して地域で暮らすためには…知的障害のある人を中心に、200以上の事例から現実を探り、根っこの問題をあきらかにします。

### LD(学習障害)のある子を 理解して育てる本

竹田 契一 著 出版：大日本印刷



LD(学習障害)について、基礎知識・基本的なかかり方、ケース別対応、学校・専門機関の活用など、イラストと図でやさしく解説。学ぶことに困っている様子が見られたら、なぜ困っていて、どうしたらよいかを早く知ることが大切です。保護者・支援者向けです。

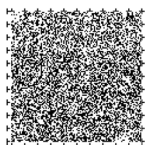
### 社員の2人に1人

### わが社の主戦力は障害者

吉田 昭元 著 出版：幻冬舎



障害の特性の把握、職務適性の見極め、フォローアップ体制の確立…障害者100人を雇用し、10年連続で業績アップを実現した企業に学ぶ障害者雇用の成功ノウハウを解説します。



# 福岡県障がい者福祉情報 ハンドブック2022

最新版  
令和4年4月  
発行

発行 福岡県社会福祉協議会（福岡県福祉情報センター）

## ★障がい者福祉制度・施策を満載

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| 1 手帳制度     | 8 就労               |
| 2 保健・医療・衛生 | 9 まちづくり・ボランティア     |
| 3 日常生活援助   | 10 住宅              |
| 4 教育・育成    | 11 移動・交通           |
| 5 療育・訓練    | 12 教養・余暇・スポーツ      |
| 6 年金・手当    | 13 情報・通信・コミュニケーション |
| 7 税金       |                    |

## ★県内における障がい福祉サービスの利用状況等を掲載

### ★県内全市町村の実施する地域生活支援事業・地域生活支援促進事業を網羅

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ・ 相談支援事業      | ・ 移動支援事業           |
| ・ 意思疎通支援事業    | ・ 地域活動支援センター機能強化事業 |
| ・ 日常生活用具給付等事業 | ・ その他の事業           |

### ★各種相談窓口、施設名簿、地域活動支援センター等を掲載

購入を希望の際は、下記窓口にお越しいただくか、申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送でお申込みください。

障がい者福祉情報ハンドブック2022 申込書			
申込部数	部	×1,300円 + 送料 が 御請求額になります。	
氏名・団体名		担当者名	
送付先	〒		
TEL		FAX	
備考			

送 料：1部まで 370円（九州内※離島除く）、2部以上4部まで 748円  
5部以上及び九州外、離島の送料は、下記へ問い合わせください。

#### 【申し込み・問い合わせ先】

福岡県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟2階

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

